

長津田ハッピー通信

7月号! (第3号)

2013年7月



住所 〒226-0027

横浜市緑区長津田5-1-13

電話 045-988-0157 FAX 045-988-0158

知っておくと便利

なるほど 相続

相続に関する様々な情報提供を行います!!

ファイナンシャルプランナーの目③

2015年1月1日より贈与時2,500万まで非課税で贈与が出来る相続時精算課税制度の対象が拡大されます。

現行は

- ・贈与をする者 65歳以上(親)
- ・贈与を受ける者 20歳以上の推定相続人(子)

となっております。改正内容を記しますので参考にして下さい。

相続時精算課税制度の拡大とは?

- ・贈与する者 60歳以上
- ・贈与を受ける者 20歳以上の子や孫

今回の改正により、孫への住宅購入資金等の援助が行い易くなります。

ただし、相続時には代襲相続人に該当しているケース以外は、孫の相続税が2割加算される為、ご注意ください。

「長津田ハッピー通信2号」で紹介しました

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」

もそうですが、「祖父母から孫へ」相続対策として

活用頂けるのではないのでしょうか?

友引
終活塾

ゆたか典礼主催 行列のできる司法書士直伝

「相談事例から学ぶトラブル対策術！」



この度、当事務所代表の高橋が大和市ゆたか典礼様主催のセミナー講師を務めさせていただくことになりました。無料で参加していただけますので、ご希望の方は事前に日程をご確認の上、下記問い合わせ先にご連絡願います。

例えばこんな方にお勧めです!!

- 遺言書を作成したいがどうしたらいいかわからない...
- 相続財産のほとんどが土地等の不動産だ...
- 将来自分が認知症になってしまった時の資産管理が心配...

- ①7月16日(火)AM10:30~正午 ゆたか典礼 大和店(タウンホール藤久閣)
 - ②8月8日(木)AM10:30~正午 ゆたか典礼 海老名店(タウンホールえびな)
- お問い合わせは...**(株)ロイヤーズライフアシスト中嶋まで TEL:045-511-8726**

はじめまして。6月入所の井上と申します。営業を担当し、今後はファイナンシャル・プランナーとしての能力を磨き、お客様に貢献していきたいと思っていますので、よろしくお願います。事務所のブログの更新なども行っておりますので、よろしければご覧ください。



6月1日
入所

井上 史明
(長津田総合法務事務所所属)

<http://nagatsuta-office.blogspot.jp/>

長津田総合法務事務所グループのご紹介



相続・住宅ローンのご相談は...

専用ダイヤル0120-631-052

編集後記

7月に入り、蒸し暑い天气が続く夏の訪れを感じる季節となりました。

左の記事にもありますが、7月16日と8月8日にゆたか典礼様主催でセミナーをさせていただきます。どなた様もお気軽にご参加ください。「長津田ハッピー通信」にて、最新の情報を掲載していきますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

(井上 史明)